

## 子育て応援アイテム付き住戸の募集について

募集期間中にお申込みいただいた対象の方に、ご希望によりお選びいただいた安全・安心で子育て世帯に便利なアイテム（室内器具）を、ご契約後にお渡しいたします。全てのアイテムをお選びいただくこともできます。

### 1 子育て応援アイテムの内容

#### ①扉の指はさみ防止器具（3種）

窓や扉の開閉により子どもが指をはさむケガを防止します

- ・指はさみ防止カバー 1個
- ・ドアストッパー 5個
- ・ベビーガードストッパー 5個

#### ②床ジョイントマット 3畳分

クッション性のあるマットにより乳幼児等の転倒によるケガを防止します

#### ③スマートロック（専用リモコン付き） 各1個

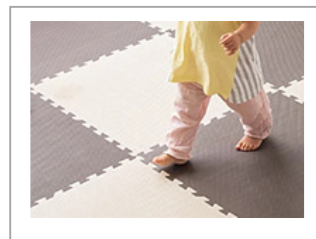
スマートフォンにより玄関キーを解錠できます

アプリから解錠の履歴を確認することで、子どもの帰宅や外出の見守りに活用できます

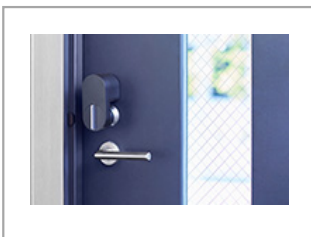
#### ① 扉の指はさみ防止器具



#### ② 床ジョイントマット



#### ③ スマートロック（リモコン付）



## 2 対象者

- 令和3年2月1日(月)～5月31日(月)の期間に、町田木曾住宅にお申込みいただきご契約に至った、子育て世帯(18歳未満のお子さまがいる世帯)のみなさまが対象です。

## 3 子育て応援アイテムのお受け取りについて

- 子育て応援アイテムをご希望の方は、入居審査のお知らせと同封(対象の方のみ)している「子育て応援アイテムに関する確認書」及び別表(裏面)をお読みいただき、必要事項をご記入のうえ返送をお願いいたします。
- ご契約手続き後、当住宅管理事務所にて、ご希望された子育て応援アイテムをお渡しいたします。お受け取りの日程が決まりましたら、当住宅管理事務所にご連絡ください。
- お受け取りの際は、ご契約手続き時にお渡しする「子育て応援アイテムに関する確認書」(定期賃貸住宅契約書に付属)を必ずご提示ください。

## 4 注意事項

- 1契約につき、1回のみのお申込みとなります。
- 契約名義人が法人の場合は、子育て応援アイテムのご利用はできません。
- 同一住宅内で別のお部屋に移動する場合は、子育て応援アイテムのご利用はできません。
- ご契約日までに「子育て応援アイテムに関する確認書」をご提出いただけない場合は、子育て応援アイテムのご利用はできません。
- ご契約日から20日以内に管理事務所にて子育て応援アイテムをお受け取りください。(ご入居がご契約から20日後以降になる場合は、ご契約手続き時までに当公社担当までお申出ください。)
- 子育て応援アイテムは、お客様ご自身で設置していただきます。
- 子育て応援アイテムが故障した場合、公社では修繕及び新規購入はいたしません。  
(詳しくは「子育て応援アイテムに関する確認書」をご確認ください。)
- 退去時には以下の点にご注意ください。
  - ・子育て応援アイテムは室内に置いてご退去ください。  
(ご入居中に廃棄してしまった場合でも、子育て応援アイテムの原状回復費用は請求しません。)
  - ・「子育て応援アイテムに関する確認書」により、子育て応援アイテム本体及びその設置に起因して生じた損耗等は、お客様に費用の負担はございません。